

部会の設置について

1. 部会設置の目的、名称、役割について

(1) 目的

特定の分野において、専門的かつ効率的に審議を進めることを目的に、紋別市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、同会議に部会を設置します。

(2) 設置する部会

基準検討部会

(3) 基準検討部会の役割

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるに当たって意見を述べること。
- ② 紋別市が地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるに当たって意見を述べること。
- ③ 紋別市が保育の必要性の認定基準を定めるに当たって意見を述べること。
- ④ その他、紋別市が子ども・子育て支援新制度に向けて定める基準等について意見を述べること。

2. 基準検討部会の役割について

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について意見を述べること

新制度では、北海道より認可を受ける認定こども園、認可幼稚園、認可保育所といった「特定教育・保育施設」及び紋別市の定める条例により認可を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育といった「特定地域型保育事業」に対して、各事業所ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを『確認』し、「特定教育・保育施設」には「施設型給付」を、「特定地域型保育事業」については「地域型保育給付」を支払うこととなります。

紋別市が『確認』を行う際には、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、紋別市子ども・子育て会議での意見聴取が義務付けられています。

②地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について意見を述べること。

新制度では「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4事業が新たに児童福祉法に基づく紋別市の認可基準として位置づけられることから、これら地域型保育事業の認可の基準についても紋別市で定める必要があります。

③保育の必要性の認定基準について意見を述べること。

保育の必要性の認定について新制度では、次の3点について基準を定めることとなります。

「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分

「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

④その他、紋別市が定める基準等について意見を述べること。

3. 基準検討部会の委員及び部会長の選定について

紋別市子ども・子育て会議条例第7条第2項及び第3項の規定により、部会の委員及び部会長については今会長に選任いただきます。